

平成 23 年度 第 12 回税制調査会後の記者会見録

日 時：平成 23 年 10 月 26 日（水）18 時 51 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○記者

今後の日程ですけれども、次回の 28 日に引き続きヒアリングということですが、これは残り全てについてで、それでヒアリングはとりあえず終わるということでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

そのとおりです。

○記者

冒頭で五十嵐副大臣がおっしゃっていたのですが、その後は事務的に整理して、11 月中旬に調整協議に入るということですが、具体的に調整協議というものはどういう形のことをおっしゃっているのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

要するに、政務による協議です。

○記者

それは副大臣折衝ですか。

○五十嵐財務副大臣

副大臣折衝です。

○記者

副大臣折衝から始まって。

○五十嵐財務副大臣

大臣折衝です。

○記者

軽油引取税に関して減税でやるのか、特例の租特のところについて補助金でやるのかというのは総合的に検討するという話が出ていましたが、今後、これは税調でやっていくのか、何か別の枠組みが考えられるのか、その辺り、スケジュール感も含めて教えてください。

○五十嵐財務副大臣

当然、税調での大きな論点の一つになると思います。つまり、道路特定財源は目的財源だったわけですが、それが外れて、そうすると、例外扱いするのはおかしいではないか。道路を使わないから非課税だったという部分について、それをどう考えるのか。そして、それを考えたときに、公益性によって非課税に考慮されてきた部分もあるので、そこをどう見るのか。そうすると、それは税の措置ではなくて、歳出の方で、予算の方で見るべきではないか。こういう意見がありまして、軽油は地方税

ですから、地方はそれをどう考えるかという問題があると思いますが、そういう論点は当然あり得る。したがって、それは税調でも考えるし、その他の政策としても考えていかなければいけないということだと思いますが、主管官庁の方からどうぞ。

○福田総務大臣政務官

それでは、私の方からお答えしますが、今、五十嵐副大臣の方からお話がありましたように、道路特定財源が一般財源化されたということ踏まえば、この軽油引取税などについての免除ということについては廃止するというのが当然ではないかという話があるわけですが、そうしたことも踏まえて、今後、どういうふうに対応するか。今、質問にあったように、税金として御負担いただくものは負担していただいて、必要な補助金なり助成措置を講ずるというのが基本ではないかという話を踏まえて、それぞれ今までの歴史もありますので、それらを考慮しながら方向性を整理していく、定めていくということになるのではないかなと思っています。

○記者

基本的には、税調の中でそういう補助金とかの話も含めて、考え方はとりあえず。

○福田総務大臣政務官

そうですね。税調の中でも議論しなくてはならないと思いますし、予算を講ずる当局との打ち合わせといいますか、協議も必要ではないかなと思っています。

○記者

子ども手当の所得制限導入に伴って手当が打ち切りになる世帯への税制上の措置について、三谷政務官から御発言があったんですけれども、あれをもう少し詳しく、かみ砕いて、どういうニュアンスなのかというのを教えてもらえますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

要するに、所得の多い方々が控除を倒されて増税になっているのに、手当も所得制限で打ち切られるということになると、これは代わりに何らかが必要だという3党合意になっているんです。ところが、例えば税額控除で見ると、所得の高い層にだけ税額控除をするというのはどうかというような論点が当然出てきますし、かといって、それでは財源として倒した控除を復活させるのかということのもまた別の問題が出てきますし、ちょっと悩ましいところですが、一応、3党合意の中に何らかの措置をすることが入っていると思いますので、それは当然、検討をされるべきだと思います。ですから、それは今の軽油引取税と同じで、税制措置だけではなくて、これは歳出の予算措置の方とも絡んでまいりますので、どういうやり方でどう見るのか、あるいは見る必要はないのかということを検討していかなければならないのだろうと思います。

○記者

税制上の措置でやるのはなかなか難しいというニュアンスが込められているのかどうかということだったんですが。

○五十嵐財務副大臣

いろいろな論点があると思いますので、そう簡単ではないということは言えると思いますが、絶対にやれないとも言えないと思います。これからだと思います。

○記者

今後のスケジュール感というか、終着点というか、来年度税制改正大綱の取りまとめの時期、年末ではあると思うんですけども、今の段階で12月上旬、下旬とか、何かわかっているものがあったら教えていただきたいということが1点です。

もう1点は、一体改革との関係ですけれども、今日、先ほど開かれた細川調査会の方では、年内に一体改革の方針をまとめて、年度内に法案提出という方針が改めて出たわけですけれども、これは来年度大綱と一緒にするのか、別々で一体改革は一体改革、年度改正は別々になるのか、その取扱いをどう考えられているかお願いします。

○五十嵐財務副大臣

まだ、はっきりとした姿は見えてきていないと思います。できれば抜本改正も含めた税制大綱を作れば良いと願っていますけれども、それはまだ不透明な部分が多いと思います。それから、年度改正はなるべく早めに事実上の決着をみたいと思っていますが、一方で3次補正と絡んで、23年度改正の行方がまだ定かではありません。この23年度改正がもしそのまま全て入ってくれば、それは問題がないわけですけれども、もし23年度改正から漏れるものが、既に納環は漏れたわけですけれども、これは数字には反映されませんから、数字に反映されるようなもので漏れたものがある場合、それをどう扱うかというのは、大変悩ましい政治的な問題だと思います。また、そのまま24年度にもう一回再チャレンジで出しているものかどうかも含めて、あるいは数字の精査が狂ってきますから、そうすると予算編成の根拠に影響が及びます。ですから、税制は税の公平性からの理屈と同時に財源でもありますから、重要な財源の要素でありますから、予算編成に直接結び付いてきますので、その辺を含めて考えていかなければならないという要素がございますので、まだ、断定的にここでこうするんだということをまとめ切ること、見通すことは難しいと思っています。

○記者

今の御質問に関連してなんですけれども、一体改革や来年度税制改正についても、基本的には年内に議論としてまとめたものは、一本の税制改正大綱という形でまとめていきたいという見通しと伺いますか、方針ということなのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

要するに税制改正大綱は、やはり年越しができないと思っています。いろいろな観点からそう思いますから、それはできれば一本にまとめていきたいし、その法制化作業がございますので、早めにやらなければ来年度の通常国会への提出に影響が出てしまうと思っていますので、なるべく早くやりたいというのはもうそのとおりでございます。ただ、先ほど言いましたように、不確定要素があるので、必ずしもそうなるとは言いきれない部分があると思います。

○記者

仮定の話で恐縮なんですけど、一体改革の議論などはこれから様々な議論があつて、年内にまとめられるかどうかなかなか難しいところもあるかと思えますけれども、年内にまとめられるものは税制改正大綱という形で年内にまとめて、仮に間に合わないものがあつたら、年明けにまた別の形で大綱のようなものをまとめられるということになるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

今の段階で前提を幾つも置いてなかなかお答えしにくいんですけども、論理的に言えば、間に合わないときどうするんだと言え、それは予算の年内編成と年度改正の決定は、これはもう確実にやらなければいけないので、先行することもあり得る。論理的にそういうことだと思いますが、なるべくばらばらに出すということがないようにしたいということです。

○記者

感想めいたことで恐縮なんですけれども、24年度改正そのものについてお伺いしたいんですけども、前の年の改正の法案がまだ通っていない状況で、かつ、復興の増税もあり、一体改革もあるというところで、どこまでのスケールのものの改正ができるのかということや、その難しさについて御所見がありましたらお願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

私どももかなり濃密な協議を重ねて、やっとまとめ上げた23年度改正が、まだ成立してないと。これはもうまさに未曾有のことだと思います。大変残念だと思いますし、予算とその裏付けとなる歳入法案がばらばらで決められていくというのは、これが前例になっては大変困ることだと思います。ですから、そういうことが起きないように、私どもはねじれ国会の中での野党側との協議も、もっと濃密にしていかなければいけないと思うと同時に、今の状態で今年も23年度改正並みの大型改正をどんどんやれるかということ、なかなか難しい面があるなというのは、もう正直な話であります。ですから、必然的に24年度改正については、どんどんと大玉を打ち上げていくわけにはなかなかいかないだろうという予測も立つところですが、しかし、残されている課題については、やはり解決していかなければなりませんので、精力的に議論をこの税調の場でしていきたいと思えます。

以上